

## 建設業法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和元年12月  
国土交通省  
土地・建設産業局

### 1. 背景

第198回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）が成立し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第44条の4及び第44条の5が削除され、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止された。

また、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施する必要がある。

これらを踏まえ、所要の規定の整備を行うこととする。

### 2. 改正の概要

- (1) 建設業の許可に係る書類の見直し（規則第4条第1項第2号、第10条第2項、第3項関係）

国家資格者等・監理技術者一覧表については、資料が膨大となり申請者に過度な負担が生じていることから、提出を不要とする。

- (2) 経由事務の廃止に伴う規定の整理について（規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項、第21条の2第3項関係）

許可申請及び経営事項審査の申請について、都道府県を經由して国土交通大臣に書類を提出することとしている規定を削除する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和2年1月  
施行日：令和2年4月1日